

【改正】（中小企業者であるかどうか等の判定の時期）

42の6-1の2 措置法第42条の6第1項又は第2項の規定の適用上、法人が同条第1項に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定（以下「中小判定」という。）は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。

(1) 通算法人以外の法人 当該法人の特定機械装置等の取得等をした日及び当該特定機械装置等を指定事業の用に供した日の現況による。

(2) 通算法人 当該通算法人及び他の通算法人（次のイ又はロの日及び次のハの日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該イ及びロの日の現況による。

イ 当該通算法人が特定機械装置等の取得等をした日

ロ 当該通算法人が当該特定機械装置等を指定事業の用に供した日

ハ 当該通算法人の同項又は同条第2項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日

(注)1 通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。

2 本文(1)の取扱いは、当該法人が同条第1項の「第42条の12の4第1項に規定する特定認定を受けた同項に規定する特定事業者等に該当するもののうち当該特定認定に係る同項に規定する特定経営力向上計画に同項第2号に掲げる減価償却資産が記載されているもの」に該当するかどうかの判定について準用する。

3 本文並びに注書1及び2の取扱いは、当該法人が措置法第42条の6第2項に規定する「中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人」に該当するかどうかの判定（措置法第42条の4第19項第8号に規定する適用除外事業者又は同項第8号の2に規定する通算適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。）について準用する。

【解説】

- 1 本制度は、中小企業者又は農業協同組合等若しくは商店街振興組合を対象とする投資促進税制であり、本制度の適用上、法人が租税特別措置法第42条の6第1項に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定（以下「中小判定」という。）に関しては、判定の時期に係る法令の明文規定が定められていないところ、本制度が設備投資に対する税制上の措置であることからみて、中小企業者であるという現況の下に対象資産の取得又は製作（以下「取得等」という。）をして事業の用に供することを予定しているものといえるため、中小判定は、法人の特定機械装置等の取得等の日及びその特定機械装置等を指定事業の用に供した日の現況により行うべきものと考えられる。

2 令和 7 年度の税制改正により本制度の対象となる中小企業者の範囲の見直しが行われ、本制度の対象となる中小企業者の範囲について、改正前においては、適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当しないこととの要件を除き、中小企業技術基盤強化税制（措法 42 の 4 ④）の中小企業者の範囲と同一とされていたものが、改正後においては、同制度における範囲とは異なるものとされ、同項及び租税特別措置法施行令第 27 条の 6 第 1 項に新たに規定された。

また、対象となる中小企業者等の範囲から特定認定を受けた特定事業者等に該当するもののうちその特定認定に係る特定経営力向上計画に一定の減価償却資産が記載されているものを除くこととされた（措法 42 の 6 ①）。

3 令和 7 年 6 月改正通達による改正前の本通達においては、上記 1 の取扱いが明らかでなかったところ、上記 2 の改正を契機に、本通達の(1)において、本制度の中小判定は、通算法人以外の法人については、法人の特定機械装置等の取得等の日及びその特定機械装置等を指定事業の用に供した日の現況により行う旨を明らかにしている。

また、本制度の対象から除かれる特定認定を受けた特定事業者等に該当するもののうちその特定認定に係る特定経営力向上計画に一定の減価償却資産が記載されているものについても、同様に判定を行うべきものと考えられるため、このことを本通達の注書 2 において明らかにしている。

4 なお、本通達の(2)については、令和 7 年 6 月改正通達による改正前の措置法通達 42 の 6－1 の 2 において明らかにしていた通算法人に係る中小判定の時期の取扱いを踏襲したものである。